

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 2項 企画費

子育て王国課（内線：8344）→事業実施：家庭支援課

#### 1目 企画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高校生通学費助成事業	41,804	31,209	10,595				41,804	
トータルコスト	44,923千円（前年度34,363千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、関係機関との連絡調整							
工程表の政策内容	子育て家庭に対する支援の充実							

#### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

通学費用を理由に子どもたちが高等学校等で希望する学びをあきらめることがないように、県内の高等学校等へ通学する生徒に通学費を助成する市町村に支援を行う。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内 容	実施主体	予算額
補助要件	公共交通機関の通学定期券を購入して県内の高等学校等に通学する生徒の保護者に助成。 (1) 公共交通機関：鉄道（JR、智頭急行、若桜鉄道）、路線バス (2) 高等学校等：高等学校（全日制、定時制、通信制）、高等専門学校（3年次まで）、特別支援学校高等部、専修学校高等課程。公立・私立は問わない。 (3) 高等学校等を既に卒業した生徒や3年（定時制は4年）を超えて在学している生徒は対象外とする。 (4) 他の法令等により通学交通費の全額補助を受ける者は助成対象に含めない。	市町村	41,804
補助率	(1) 月額実負担額の7,000円を超えた額を県1/2、市町村1/2の補助割合で県内に住所を有し、通学する生徒の保護者に助成。 ※控除額は県立高等学校授業料減免制度の基準（1年間の通学定期代85,000円以上）に準拠 (2) 【拡充】市町村が通学費用の実態を踏まえて控除額を引き下げて助成を拡充する場合は、月額実負担額（寮・下宿費用含む）の7,000円以下の部分に対して市町村が助成する額の1/2（従来補助率1/4）を県が市町村に補助。 (3) 【新規】市町村が通学状況の実態を踏まえて県外に住所を有し、通学する生徒の保護者に助成を拡充する場合は、月額実負担額の7,000円を超えた額を県1/2、市町村1/2の補助割合で助成。		

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

県内の高等学校に通う生徒の約4割がバス、JR等の公共交通機関を利用しており、特に山間地域などから遠距離通学している生徒の保護者負担が大きいことから、令和元年度までは市町村単位で独自に通学費支援を実施していた。令和2年度から全国に先駆けて全県で高校生を対象とした県・市町村協働による通学費助成制度を開始した。令和5年度は、地域の活性化、公共交通機関の維持・存続等のため、市町村が控除額を引き下げて助成を拡充する場合における県の補助割合を引き上げるとともに、県外に住所を有し、通学する生徒の保護者を助成対象者に加えた。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て王国課 (内線: 7148)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり婚活応援プロジェクト事業	31,460	33,975	△2,515	18,091			13,369	
トータルコスト	39,257千円 (前年度41,861千円) [正職員: 1.0人]							
主な業務内容	委託契約事務、補助金交付事務、婚活イベント情報のメール配信等							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

未婚化・晩婚化が少子化の一因と言われる中、結婚を望む方が早期に自らの望む形で成婚へとつなげられるよう、未婚者同士の1対1のマッチング事業を実施する「えんトリー(とっとり出会いサポートセンター)」(以下、「えんトリー」という。)の運営、婚活イベントのメール配信や経費助成を中心とした出会いの場づくりの支援を行う。

また、えんトリーに市町村や民間事業者へ連携の働きかけを行う専従員「結婚支援コンシェルジュ」を新たに配置し、市町村との連携強化、民間事業者へ取組の展開を図ることで、県内全域の結婚を応援する機運の醸成を図る。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
①とっとり出会いサポート事業	えんトリーを運営する(1対1のマッチング事業(お見合い)、事業所間婚活を実施する)。	24,527
②【新規】結婚支援コンシェルジュ配置事業	市町村や民間事業者へ連携の働きかけを行う専従員をえんトリーに配置する。	2,211
③スキルアップセミナー等開催補助金	婚活力スキルアップセミナー及び婚活イベントの実施経費を補助する。 <補助対象>えんトリー運営受託者 <補助率>10/10	1,090
④婚活イベント情報メール配信システム等運営事業	山陰両県で開催される婚活イベントのメール配信システムを管理運営する。	132
⑤婚活イベント開催事業補助金	多様な出会いの機会創出が期待される婚活イベントの実施経費を支援する。 <補助対象>非営利団体 <補助率>10/10 <補助上限額>300千円	1,500
⑥結婚に向けた出会いの機会等創出事業補助金	多様な出会いの機会創出及び地域における結婚支援の機運醸成が期待されるイベントの実施経費を支援する。 <補助対象>市町村、一部事務組合等 <補助率>1/2 <補助上限額>市町村:300千円、一部事務組合等:1,000千円	2,000
合計		31,460

3 事業目標・取組状況・改善点

えんトリーにおける成婚組数の目標(令和2~6年度)120組(会員同士60組、男女どちらかが会員60組)に対し、令和4年度成婚組数は21組(会員同士14組、男女どちらかが会員7組)であり、令和2年度以降の成婚組数は78組(会員同士43組、男女どちらかが会員35組)である。(いずれも令和4年12月末時点。)

令和5年度においては、市町村や民間団体へ共同イベントの実施等の連携の働きかけに専従する「結婚支援コンシェルジュ」を新たにえんトリーに配置することで、えんトリーの活動をより広域に展開し、県内の結婚を応援する機運の醸成を図る。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て王国課(内線:7150)

1目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保育人材確保・魅力発信強化事業	債務負担行為 (7,878) 23,062	債務負担行為 (7,868) 30,247	債務負担行為 (10) △7,185	債務負担行為 (3,939) 8,568		(寄附金) 100 (手数料) 1,091	債務負担行為 (3,939) 13,303	

トータルコスト 31,639千円(前年度38,824千円) [正職員:1.1人]

主な業務内容 関係機関との連絡調整、委託契約事務、補助金交付事務

工程表の政策内容 子育て家庭に対する支援の充実

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

学生や潜在保育士等への就職支援等を実施する「保育士・保育所支援センター」を運営するとともに、指定保育士養成施設が行う保育所等への就職を促す取組や修学資金等の貸付事業への支援を行うほか、学生等若い世代に対し、保育の仕事内容や職場の魅力を発信することで、将来的な保育人材の確保を図る。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	内容	予算額
(1) 保育士・保育所支援センター設置・運営事業	保育士・保育所支援センターの設置・運営や新人保育士向け研修会を開催する。 【委託先】(福)鳥取県社会福祉協議会 【主な事業内容】 ・潜在保育士等の就職支援、保育士等就職支援セミナーの開催 ・新人保育士に向けた合同研修会の開催 等	12,987
(2) 若い世代への保育の魅力発信事業	学生等に対し保育の仕事内容や職場の魅力を発信する。 【委託先】(福)鳥取県社会福祉協議会 【主な事業内容】 ・保育の出前説明会、魅力発信フェスの開催、保育のおしごと体験事業 ・施設長向け働き方改革セミナーの開催 等	3,831
(3) 保育人材確保実態調査	現役保育士、潜在保育士、施設、学生に向けた大規模な実態調査を行う。 【対象者】現役保育士、潜在保育士、学生、県内保育施設 【調査項目(案)】保育士になるきっかけ、職場環境の状況 等	1,977
(4) 保育士就職準備金等貸付事業補助金	鳥取県社会福祉協議会が行う潜在保育士等に向けた貸付事業を支援する。 【対象経費】貸付金及び貸付に係る事務費(補助率:1/10) 【貸付内容】就職準備金貸付、保育料貸付、修学資金貸付 ※県内保育施設で保育士として一定期間従事した場合は返還免除あり	2,756
(5) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業補助金	鳥取短期大学が学生に対して行う保育所等への就職を促す取組を支援する。 【対象経費】学生の就職促進のため実施する取組に要する経費 【県補助率】10/10	260
(6) 保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金	保育士等の資格取得に必要な受講料や代替職員雇上費の一部を支援する。 【対象経費】養成施設の受講経費、保育従事者代替に伴う雇上費 等 【実施主体】県内保育施設等 【県補助率】受講経費:1/2、雇上費:1人1日あたり7,220円	160
(7) 保育士登録事業	国家資格である保育士資格を全国で一元化して登録・管理する。 【委託先】(福)日本保育協会	1,091
合 計		23,062

3 事業目標・取組状況・改善点

保育士・保育所支援センターによる潜在保育士等の就職決定数及び保育士養成施設である鳥取短期大学における県内保育施設就職者数の対前年比増を図る。

- ・潜在保育士等の就職決定数の推移 R1:75人、R2:32人、R3:74名
- ・鳥取短期大学における卒業生の県内保育施設就職者数の推移 R1:84名、R2:81名、R3:96名

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

### 3款 民生費

#### 2項 児童福祉費

子育て王国課 (内線: 7150)

#### 1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子どものための教育・保育給付費県負担金	2,891,418	3,000,125	△108,707				2,891,418	
トータルコスト	2,894,537千円 (前年度3,003,279千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	負担金交付事務、関係機関との連絡調整							
工程表の政策内容	子育て家庭に対する支援の充実							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
市町村が、認可教育・保育施設に対して行う施設型給付及び地域型保育事業所に対して行う地域型保育給付に要する費用について、県がその一部を負担する。								
なお、令和5年度から保育所における4,5歳児の保育士を配置基準(30:1)以上に配置する場合(25:1)の加算措置を拡充する。								
給付の種類		施設区分						
施設型給付 (保育所は「委託費」)		認定こども園、幼稚園、保育所						
地域型保育給付		地域型保育事業所 ※市町村が以下の保育事業を実施する事業者を認可し、事業者に対して財政支援を行う ・小規模保育(利用定員6人以上19人以下) ・家庭的保育(利用定員5人以下) ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育(従業員以外の児童を定員に応じて一定数受け入れる場合に限る)						
<b>2 主な事業内容</b>								
区分	内 容							
実施主体	市町村							
負担割合	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 (国負担分は、国から市町村へ直接交付) ※地方単独費用部分のみ 県 1/2、市町村 1/2 ※0歳～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合							
対象経費	施設の通常の運営に要する経費として国が定める「公定価格」から「利用者負担額」を減じた額							
対象施設	給付区分	対象施設					施設数	
	施設型給付費	私立の認定こども園、幼稚園、保育所 ※私立幼稚園については、新制度へ移行した施設のみ対象					104	
	地域型保育給付費	公立、私立の地域型保育事業所					37	
	合 計					141		
予算額	2,891,418千円 (※【新規】基準以上に配置する場合の加算 +19,050千円)							
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
施設運営費補助により必要な保育を提供し、子ども・子育て支援計画の遂行を図る。								
国の定める公定価格において、保育士等の処遇改善が年々図られており、保育ニーズへの対応、保育環境の改善等に寄与している。								

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

### 3款 民生費

#### 2項 児童福祉費

子育て王国課 (内線: 7150)

#### 1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
保育サービス多様化促進事業 (障がい児保育、医療的ケア児保育、乳児保育)	136,796	127,643	9,153	21,186			115,610																									
トータルコスト	139,135千円 (前年度130,009千円) [正職員: 0.3人]																															
主な業務内容	補助金交付事務、指導監督、関係機関との連絡調整																															
工程表の政策内容	子育て家庭に対する支援の充実																															
事業内容の説明																																
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>保護者の勤務形態の多様化、核家族化の進行、特別な支援を必要とする児童の増加などに伴う様々な保育需要に柔軟に対応することにより、安心して子どもを産み育てやすい環境を整備するとともに、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p>																																
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>事業実施主体: 市町村 <span style="float: right;">(単位: 千円)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>補助率</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい児保育事業 (単県)</td> <td>各市町村が特別な支援が必要と認めた2号認定こども、3号認定こどもに対して、保育士等を配置する経費</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: right;">94,402</td> </tr> <tr> <td>医療的ケア児保育事業 (国事業)</td> <td>各市町村が医療的ケア児のために看護職員を配置する費用、保育支援者を配置する経費、その他所要の経費等</td> <td style="text-align: center;">5/6 (国2/3、県1/6、市町村1/6)</td> <td style="text-align: right;">26,054</td> </tr> <tr> <td>保育環境改善等事業 (障害児受入促進事業) (国事業)</td> <td>既存の保育所等において、障がい児及び医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う経費</td> <td style="text-align: center;">2/3 (国1/3、県1/3、市町村1/3)</td> <td style="text-align: right;">686</td> </tr> <tr> <td>【拡充】乳児保育事業 (単県)</td> <td>特定教育・保育施設等 (私立のみ) において、年度中途の乳児の入所に対応するため、年度当初から6ヶ月分 (従来3ヶ月) の保育士を配置する経費</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: right;">15,654</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">136,796</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	補助率	予算額	障がい児保育事業 (単県)	各市町村が特別な支援が必要と認めた2号認定こども、3号認定こどもに対して、保育士等を配置する経費	1/2	94,402	医療的ケア児保育事業 (国事業)	各市町村が医療的ケア児のために看護職員を配置する費用、保育支援者を配置する経費、その他所要の経費等	5/6 (国2/3、県1/6、市町村1/6)	26,054	保育環境改善等事業 (障害児受入促進事業) (国事業)	既存の保育所等において、障がい児及び医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う経費	2/3 (国1/3、県1/3、市町村1/3)	686	【拡充】乳児保育事業 (単県)	特定教育・保育施設等 (私立のみ) において、年度中途の乳児の入所に対応するため、年度当初から6ヶ月分 (従来3ヶ月) の保育士を配置する経費	1/2	15,654	合計			136,796
区分	内容	補助率	予算額																													
障がい児保育事業 (単県)	各市町村が特別な支援が必要と認めた2号認定こども、3号認定こどもに対して、保育士等を配置する経費	1/2	94,402																													
医療的ケア児保育事業 (国事業)	各市町村が医療的ケア児のために看護職員を配置する費用、保育支援者を配置する経費、その他所要の経費等	5/6 (国2/3、県1/6、市町村1/6)	26,054																													
保育環境改善等事業 (障害児受入促進事業) (国事業)	既存の保育所等において、障がい児及び医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う経費	2/3 (国1/3、県1/3、市町村1/3)	686																													
【拡充】乳児保育事業 (単県)	特定教育・保育施設等 (私立のみ) において、年度中途の乳児の入所に対応するため、年度当初から6ヶ月分 (従来3ヶ月) の保育士を配置する経費	1/2	15,654																													
合計			136,796																													
<p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>対象児童や配置職員の範囲拡大等により多様な子どもの受入を支援しており、令和5年度において、障がい児保育事業、乳児保育事業の補助基準額の引上げを行い、雇用環境の改善を図ることとしている。</p> <p>また、関係団体との意見交換において、年度途中の乳児の入所対策に必要となる保育士確保が課題であるという声が多く聞かれたことから、乳児保育事業の補助対象月数を3ヶ月分から6ヶ月分に拡充し、年度途中の待機児童 (R4.10時点7人) の解消を目指す。</p>																																

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て王国課(内線:7868)

1目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
教育・保育施設等における安全・安心推進事業	3,365	2,981	384				3,365	
トータルコスト	8,823千円(前年度8,501千円)[正職員:0.7人]							
主な業務内容	訪問指導、関係機関との連絡調整、補助金交付事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
教育・保育施設等(以下、「保育施設等」という。私立幼稚園も含む。)における重大事故の未然防止や事故発生時の適切な事故対応、再発防止の徹底を図ることを目的とし、安全管理研修の実施や園が実施する現地指導開催経費への補助等を行い、保育施設等における安心・安全に係る環境整備を進める。								
<b>2 主な事業内容</b> (単位:千円)								
区分	内容			補助率	予算額			
子どもの虐待防止対策研修	県内保育施設等の全職員が子どもの虐待を防止するための正しい知識・情報を習得できるよう研修を実施する。(動画配信方式)			—	500			
子ども向け安全教育講習	県内保育施設等における子どもの安全教育の一環として子ども向け動画を配信し安全管理体制の強化を図る。(併せてDVD配付)			—	200			
保育関係団体等が行う安全対策取組強化支援(専門研修)	保育関係団体、幼稚園関係団体等が行う団体内での安全対策の取組強化(団体主催の専門研修)への支援を行う。			県10/10 (上限:50千円)	100			
安全管理現地指導	専門家等による安全管理に係る現地指導(点検等を含む。)を実施し、施設内における動線の見直しや危険箇所の改善を促す。			県1/2 設置者・事業者1/2 (上限12千円/回)	120			
(新)安全管理に係る施設整備支援	専門家等による安全管理に係る現地指導を実施した施設を対象に、指導指摘箇所の改修・改善を実施する場合の経費を補助し、施設内の安全管理の強化を図る。			県1/2 設置者・事業者1/2 (上限200千円/回)	2,000			
事故防止に向けた調査・検証チームの設置	保育施設等における重大事故発生時や安全管理に対する施策推進にあたり、重大事故発生時に、事故後の対応・再発防止策を検証するほか、施策に対する意見を伺うため、第三者による調査・検証チームを設置する。			—	445			
私立幼稚園の指導監査等の強化	私立幼稚園へ保育所と同等の視点で認可基準の順守状況、安全管理状況等を確認する「私立幼稚園運営状況調査」を行う。			—	—			
教育・保育施設等における事故防止に向けた検証調査チーム報告書の横展開	安全管理研修において教材とするほか、各施設が行う施設内研修等での活用を促す。			—	—			
各施設における安全管理の推進	各施設が安全管理マニュアルの見直しを行う際の助言・指導を行う。(鳥取県版「安全管理ガイドライン」(雛形)の活用等)			—	—			
合 計								3,365

**3 事業目標・取組状況・改善点**

令和4年1月20日に公表した教育・保育施設等における事故防止に向けた調査検証チーム報告書で示された調査検証チームからの提言等を踏まえ、県内の全教育・保育施設等における安全対策の向上を図っている。また、令和4年9月5日に静岡県認定こども園で発生した園児の送迎バス内置き去り死亡事故を受け、送迎バスを運行する県内の全教育・保育施設等への緊急点検を実施し、令和4年12月補正予算で送迎用バスへの安全装置等の導入を支援した。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

子育て王国課 (内線: 7 1 4 8)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子育て支援市町村 応援事業	74,729	79,224	△4,495			(基金繰入金) 13,423	61,306	
トータルコスト	79,407千円 (前年度83,956千円) [正職員: 0.6人]							
主な業務内容	交付金交付事務							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

【「鳥取県こども未来基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

地域の実情に応じて、主体的に子育て応援・子育て環境づくり (ネウボラ) 等に取り組む市町村に対して財政面で応援する。また、在宅育児世帯に対しても経済的に支援を行うことにより、保護者の子育ての選択肢を広げ、県民の希望出生率の実現を図る。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内 容	補助率	予算額
地域での 子育て支 援	子育て応援市町村交付金 地域の実情に応じた市町村の子育て支援の取組に対して、財政面で応援する。 【対象メニュー】 ・希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する事業 ・安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する事業 ・安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する事業 ・きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する事業 ・特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する事業 令和5年度からは、子育て世帯訪問支援臨時特例事業の訪問支援員等の育成に関する事業を交付対象メニューに追加する。 【基準限度額】 市: 10,000千円、町村: 5,000千円	1/2以内	35,498
在宅での 子育て支 援	おうちで子育てサポート事業交付金 在宅育児世帯の保護者を対象に現金給付・現物給付・サービス利用料の減免を行う市町村に対して補助する。 【対象児童】 保育所等を利用していない1歳に達するまでの児童 ・現金給付を行う場合 上限 3万円×算定児童への給付対象延べ月数 (1人につき10か月を限度) ※上限額の範囲内で現物給付等を併せて行うことも可能 ・現物給付又はサービス利用料の負担軽減のみを行う場合 上限 3万円×0歳児数×未就園率×未就園者の育児休業給付金非受給率×10か月 ※0歳児数: 前々年度10月1日の0歳児推計人口 ※未就園率: 1-前々年度の0歳児の10月1日の保育所等利用待機児童数調査中の保育所等利用児童数/0歳児数	1/2	39,231
合 計			74,729

3 事業目標・取組状況・改善点

平成30年度に県内全市町村へのネウボラ拠点の設置がなされたことから、近年の各市町村の事業ニーズ等を踏まえ、「とっとり版ネウボラ推進事業費補助金」、「子育て応援市町村交付金」、「おうちで子育てサポート事業」を統合し、市町村の子育て支援の取組に対する柔軟な支援を行っている。

子育て支援等に関する施策を総合的に推進するため、市町村が行う地域の実情に応じた自主的な子育て支援に対して財政支援を図る。また、在宅育児世帯への経済的支援として、県内16市町村で取組を行っており、県内全市町村での在宅育児世帯への支援実施に向けて、引き続き未実施自治体へ働きかけていく。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

家庭支援課 (内線: 7869)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県子ども・ひとり親家庭の生活状況調査事業	10,233	0	10,233	4,389			5,844	
トータルコスト	13,352千円 (前年度0円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	調査票の作成、契約事務、関係機関及び事業者との連絡調整							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内の子育て世帯やひとり親家庭の経済状況や生活状況を調査し、子どもの貧困やひとり親家庭支援施策の充実を図る。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
鳥取県子どもの生活状況調査事業	<p>県内の子育て世帯の経済状況や生活状況を調査し、令和6年度の「とっとりこども計画 (仮称)」の策定作業の基礎資料とする。</p> <p>【対象】 小学5年、中学2年及び高校2年の子どもとその保護者 (約14,500組)</p> <p>【調査内容】</p> <p>〔保護者〕 婚姻状況、養育費の取り決め、最終学歴、就労状況、子どもとの関わり方、学校行事への参加状況、子どもの進学、世帯全体の年収、食料や衣類が買えなかった経験、公共料金の滞納経験 等</p> <p>〔子ども〕 授業以外の勉強方法、勉強時間、成績、進学への意向、地域のスポーツクラブや部活動への参加状況、食事の状況、睡眠、困りごとを相談できる相手、生活の満足度、周囲の大人の状況、利用したい支援制度 等</p> <p>【負担割合】 国1/2、県1/2</p>	8,778
鳥取県ひとり親家庭等実態調査事業	<p>県内のひとり親家庭 (母子、父子、寡婦) の生活実態を正確に把握し、これらひとり親家庭等に対する福祉施策の充実を図るための基礎資料とする。</p> <p>【対象】 県内の母子、父子及び寡婦世帯 (約5,850世帯)</p> <p>【調査内容】 世帯の状況、仕事の状況、世帯の収入及び生活費の状況、悩み、行政施策 等</p> <p>【負担割合】 単県</p>	1,455
合 計		10,233

3 事業目標・取組状況・改善点

県内の子育て世帯の経済状況や生活状況及び県内のひとり親家庭 (母子、父子、寡婦) の生活実態を調査することにより、子育て世帯及びひとり親世帯の課題を把握し、施策充実のために活用する。



令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課(内線:7869)

1目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
(新)子育て世帯訪問支援・保護者支援臨時特例事業	10,835	0	10,835			(基金繰入金) 7,224	3,611													
トータルコスト	11,615千円(前年度0千円)[正職員:0.1人]																			
主な業務内容	補助金交付事務																			
工程表の政策内容	DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る																			
事業内容の説明	【「鳥取県安心こども基金」充当事業】																			
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問して家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する。</p> <p>また、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、ペアレントトレーニング等を実施する。</p>																				
<p><b>2 主な事業内容</b> (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育て世帯訪問支援臨時特例事業</td> <td>支援対象の家庭を訪問支援員が訪問し、家事支援(食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等)、育児支援(保育所等の送迎支援や一時的な子どもの保育、地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供等)を行うことで家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。 【実施主体】市町村(活用予定:鳥取市、米子市、伯耆町) 【事業対象】 ○保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 ○食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 ○若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭 ○その他、市町村が特に支援が必要と認めた家庭 【負担割合】国1/2、県1/4、市町村1/4</td> <td>10,705</td> </tr> <tr> <td>保護者支援臨時特例事業</td> <td>子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、ペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援する。また、ペアレントトレーニングを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用の支援を行う。 【実施主体】市町村(活用予定:大山町) 【事業対象】 ○ペアレントトレーニング ・保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 ・保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 ・乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村が当該支援を必要と認めた家庭 ○保護者指導支援プログラム資格取得支援 ・ペアレントトレーニングの実施のために資格等の取得が必要な者 【負担割合】国1/2、県1/4、市町村1/4</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>10,835</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	予算額	子育て世帯訪問支援臨時特例事業	支援対象の家庭を訪問支援員が訪問し、家事支援(食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等)、育児支援(保育所等の送迎支援や一時的な子どもの保育、地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供等)を行うことで家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。 【実施主体】市町村(活用予定:鳥取市、米子市、伯耆町) 【事業対象】 ○保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 ○食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 ○若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭 ○その他、市町村が特に支援が必要と認めた家庭 【負担割合】国1/2、県1/4、市町村1/4	10,705	保護者支援臨時特例事業	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、ペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援する。また、ペアレントトレーニングを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用の支援を行う。 【実施主体】市町村(活用予定:大山町) 【事業対象】 ○ペアレントトレーニング ・保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 ・保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 ・乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村が当該支援を必要と認めた家庭 ○保護者指導支援プログラム資格取得支援 ・ペアレントトレーニングの実施のために資格等の取得が必要な者 【負担割合】国1/2、県1/4、市町村1/4	130	合計		10,835
区分	内容	予算額																		
子育て世帯訪問支援臨時特例事業	支援対象の家庭を訪問支援員が訪問し、家事支援(食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等)、育児支援(保育所等の送迎支援や一時的な子どもの保育、地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供等)を行うことで家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。 【実施主体】市町村(活用予定:鳥取市、米子市、伯耆町) 【事業対象】 ○保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 ○食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 ○若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭 ○その他、市町村が特に支援が必要と認めた家庭 【負担割合】国1/2、県1/4、市町村1/4	10,705																		
保護者支援臨時特例事業	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、ペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援する。また、ペアレントトレーニングを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用の支援を行う。 【実施主体】市町村(活用予定:大山町) 【事業対象】 ○ペアレントトレーニング ・保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 ・保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 ・乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村が当該支援を必要と認めた家庭 ○保護者指導支援プログラム資格取得支援 ・ペアレントトレーニングの実施のために資格等の取得が必要な者 【負担割合】国1/2、県1/4、市町村1/4	130																		
合計		10,835																		
<p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>支援を要する幅広い子育て世帯を対象とした生活支援の体制を強化するとともに、日常的な子どもとの関わり方について悩みや不安を抱え、子育てに向き合うことが難しくなっている保護者に対して、不適切な養育状況に陥る前に、可能な限り早期に子どもとの関わり方に関する支援を行う。</p>																				

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7869）

### 3目 母子福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ひとり親家庭生活支援事業	14,705	15,325	△620	6,678		(雑入) 2	8,025	
トータルコスト	16,264千円（前年度16,902千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、関係機関との連絡調整、委託契約事務							
工程表の政策内容	ひとり親家庭の自立支援及び子どもの貧困対策の充実							

#### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

ひとり親家庭等の生活向上のため、児童の学習支援や相談体制の充実を図る。

#### 2 主な事業内容

##### (1) ひとり親家庭学習支援事業（実施主体：市町村） （単位：千円）

区分	内容	予算額	財源
学習支援	ひとり親家庭の児童等に対して、大学生や教員OB等の学習支援員による学習支援の実施に要する経費を補助する。 （補助率：3/4）	8,572	国2/3 県1/3
	学習支援を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため必要となる経費を補助する。（補助率：1/4）	27	単県
送迎支援	学習塾形式で実施する場合、送迎を困難とするひとり親家庭の負担を軽減するため、学習会場までの送迎を行う経費を補助する。（補助率：1/2）	331	単県
合計		8,930	

##### (2) ひとり親家庭生活向上事業 （単位：千円）

区分	内容	予算額	財源
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の居宅などに家庭生活支援員を派遣し、生活援助、保育サービス等の支援を行う。 （委託先：鳥取県母子寡婦福祉連合会）	794	国1/2 県1/2
ひとり親家庭等情報提供事業	ホームページやメールマガジンを活用した情報提供やメール相談を実施する。 （委託先：鳥取県母子寡婦福祉連合会）	1,160	国1/2 県1/2
ひとり親家庭等交流支援事業	ひとり親家庭等の地域からの孤立化を防止するため、託児付きサロンやひとり親家庭同士の交流事業の実施、相談体制の充実に要する経費を補助する。 （実施主体：鳥取県母子寡婦福祉連合会、補助率：10/10）	3,821	単県
合計		5,775	

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### (1) ひとり親家庭学習支援事業

ひとり親家庭の子どもに対し、貧困の連鎖を防止する観点から、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を行い、ひとり親家庭の子どもたちの生活の向上を図る。

##### (2) ひとり親家庭生活向上事業

ひとり親家庭が抱える子どもたちの養育面や健康の維持管理等に関する不安や課題等を解消するため、生活環境の変化により日常生活を営むのに支障が生じた場合の生活支援を実施するとともに、ひとり親家庭の情報交換の場の提供や相談支援を行う。

# 令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7869）

## 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																													
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																														
ヤングケアラー支援強化事業	14,877	14,890	△13	6,956			7,921																																														
トータルコスト	17,996千円（前年度18,833千円）〔正職員：0.4人〕																																																				
主な業務内容	関係者との連絡調整、事業者との連絡調整、契約事務、委託料の支払																																																				
工程表の政策内容	DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る																																																				
事業内容の説明																																																					
<p><b>1 事業の目的・概要</b> ヤングケアラーに対する支援体制の強化や啓発を図る。</p>																																																					
<p><b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">（単位：千円）</span></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"><b>支援の充実・孤立化防止</b></td> </tr> <tr> <td>LINE相談窓口の設置</td> <td>ヤングケアラーやその保護者、周りの関係者等がより気軽に相談できるようLINEによる相談窓口を設置する（24時間、365日受付）。</td> <td>7,660</td> </tr> <tr> <td>電話相談の24時間化</td> <td>夜間休日にヤングケアラーに関する電話相談を受け付ける体制を整備し、対応時間を24時間365日にする。</td> <td>538</td> </tr> <tr> <td>オンラインサロンの開催</td> <td>ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンを開催し、悩みや現状を共有しあうことでヤングケアラーの孤立防止を推進するとともに、ピアサポーターによるアドバイスを行う。</td> <td>1,888</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><b>支援者のスキルアップ</b></td> </tr> <tr> <td>フォーラム兼支援者研修会</td> <td>県民全体が幅広くヤングケアラーに対する理解を深めるためのフォーラムと教育関係者、行政関係者、子どもに関わる専門職等がヤングケアラーを発見し支援につなげるための研修会を開催する。</td> <td>847</td> </tr> <tr> <td>支援機関の研修助成</td> <td>各支援機関等がそれぞれの分野における課題や対応について掘り下げて行う研修に要する費用を補助する。（1件あたり80千円、補助率10/10）</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><b>理解促進・啓発</b></td> </tr> <tr> <td>ヤングケアラー啓発事業</td> <td>リーフレットやSNS等の広報媒体によりヤングケアラーの相談窓口等を教育委員会と連携して子ども等に周知する（令和4年度は全小学生にリーフレットを配布）。</td> <td>2,900</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><b>関係機関の連携</b></td> </tr> <tr> <td>ヤングケアラー対策会議</td> <td>学識経験者等に助言を求めながら県におけるヤングケアラー対策を検討する。</td> <td>244</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>14,877</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	予算額	<b>支援の充実・孤立化防止</b>			LINE相談窓口の設置	ヤングケアラーやその保護者、周りの関係者等がより気軽に相談できるようLINEによる相談窓口を設置する（24時間、365日受付）。	7,660	電話相談の24時間化	夜間休日にヤングケアラーに関する電話相談を受け付ける体制を整備し、対応時間を24時間365日にする。	538	オンラインサロンの開催	ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンを開催し、悩みや現状を共有しあうことでヤングケアラーの孤立防止を推進するとともに、ピアサポーターによるアドバイスを行う。	1,888	<b>支援者のスキルアップ</b>			フォーラム兼支援者研修会	県民全体が幅広くヤングケアラーに対する理解を深めるためのフォーラムと教育関係者、行政関係者、子どもに関わる専門職等がヤングケアラーを発見し支援につなげるための研修会を開催する。	847	支援機関の研修助成	各支援機関等がそれぞれの分野における課題や対応について掘り下げて行う研修に要する費用を補助する。（1件あたり80千円、補助率10/10）	800	<b>理解促進・啓発</b>			ヤングケアラー啓発事業	リーフレットやSNS等の広報媒体によりヤングケアラーの相談窓口等を教育委員会と連携して子ども等に周知する（令和4年度は全小学生にリーフレットを配布）。	2,900	<b>関係機関の連携</b>			ヤングケアラー対策会議	学識経験者等に助言を求めながら県におけるヤングケアラー対策を検討する。	244	合 計		14,877						
区分	内容	予算額																																																			
<b>支援の充実・孤立化防止</b>																																																					
LINE相談窓口の設置	ヤングケアラーやその保護者、周りの関係者等がより気軽に相談できるようLINEによる相談窓口を設置する（24時間、365日受付）。	7,660																																																			
電話相談の24時間化	夜間休日にヤングケアラーに関する電話相談を受け付ける体制を整備し、対応時間を24時間365日にする。	538																																																			
オンラインサロンの開催	ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンを開催し、悩みや現状を共有しあうことでヤングケアラーの孤立防止を推進するとともに、ピアサポーターによるアドバイスを行う。	1,888																																																			
<b>支援者のスキルアップ</b>																																																					
フォーラム兼支援者研修会	県民全体が幅広くヤングケアラーに対する理解を深めるためのフォーラムと教育関係者、行政関係者、子どもに関わる専門職等がヤングケアラーを発見し支援につなげるための研修会を開催する。	847																																																			
支援機関の研修助成	各支援機関等がそれぞれの分野における課題や対応について掘り下げて行う研修に要する費用を補助する。（1件あたり80千円、補助率10/10）	800																																																			
<b>理解促進・啓発</b>																																																					
ヤングケアラー啓発事業	リーフレットやSNS等の広報媒体によりヤングケアラーの相談窓口等を教育委員会と連携して子ども等に周知する（令和4年度は全小学生にリーフレットを配布）。	2,900																																																			
<b>関係機関の連携</b>																																																					
ヤングケアラー対策会議	学識経験者等に助言を求めながら県におけるヤングケアラー対策を検討する。	244																																																			
合 計		14,877																																																			
<p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>「令和3年度鳥取県青少年育成意識調査」の調査項目として、ヤングケアラー実態調査を実施した結果、調査対象（小学5年、中学2年、高校2年、青年層（19～29歳））の全ての年代にヤングケアラーがいることが判明した。また、ヤングケアラーに該当するか分からないと回答した者の割合が、年代が下がるほど高くなるとともに、希望するサポートとしては全年代において、見守ってくれる大人、相談できる場所、情報が得られることなど外部とのつながりを求めていることも判明した。</p> <p>このため、中高生だけでなく小学生に対しても教育委員会と連携して啓発するとともに、ヤングケアラーや若者ケアラーが、いつでも相談できる体制の構築と孤立化防止に向けた対策の強化を図る。</p>																																																					

令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課 (内線: 7572)

5目 母子衛生費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
出産・子育て応援交付金	191,986	0	191,986	152,098			39,888	
トータルコスト	192,766千円 (前年度0千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務、事業委託、市町村支援							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	県補助率	予算額
出産・子育て応援交付金	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する市町村へ交付金を交付する。		
	(1) 伴走型相談支援 ・伴走型相談支援を実施する市町村職員人件費 ・伴走型相談支援の事務に要する活動費等 【国庫補助率】 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4	(1) 伴走型相談支援 3/4	17,473
	(2) 出産・子育て応援ギフト ・出産応援ギフト 妊娠届出時/婦1人当たり5万円相当 ・子育て応援ギフト 出生届出後/こども1人当たり5万円相当 《経済的支援の対象者》 令和5年10月以降の妊娠・出産 【国庫補助率】 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6	(2) 出産・子育て 応援ギフト 5/6	170,313
	(3) (2)の交付に必要な事務費 ・経済的支援クーポン発行等に係る委託経費等 ※市町村との協議により県で広域システムを設置する場合には県が執行。 【国庫補助率】 国10/10	(3) 事務費 10/10	4,200
合 計			191,986

3 事業目標・取組状況・改善点

市町村が行う妊産婦に対する伴走型相談支援と経済的支援を組み合わせた形で実施することで、妊産婦の相談実施機関へのアクセスをしやすくし、必要なサービスに確実に結びつく実効性の高い支援とする。

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

### 2項 児童福祉費

家庭支援課（内線：7149）

#### 1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
(新) 児童相談所ケース対応力強化事業	14,229	0	14,229				14,229													
トータルコスト	29,823千円（前年度0円）〔正職員：2.0人〕																			
主な業務内容	委託契約事務、補助金事務																			
工程表の政策内容	DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る																			
事業内容の説明																				
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>児童相談所業務にICTを活用し、業務を効率化することにより、児童福祉司が支援の必要な子どもや家庭と向き合う時間を確保し、ケースへの対応力の向上を図る。</p> <p>また、鳥取県児童養護施設協議会が実施する施設体制強化に係る取組への補助を行うことにより、児童養護施設等の体制強化を図る。</p>																				
<p><b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">（単位：千円）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICT活用事業</td> <td>ICTの活用により、業務を効率化し、児童福祉司が支援の必要な子どもや家庭と向き合う時間を確保するとともに、迅速な情報共有によりケースへの対応力の向上を図る。 ・電話、対面による相談や、会議の記録を作成するシステムの導入により業務の簡略化や迅速な情報共有を図る</td> <td style="text-align: center;">8,579</td> </tr> <tr> <td>鳥取県児童養護施設協議会補助事業</td> <td>施設相互の連携によりケース対応力の向上を図るため、鳥取県児童養護施設協議会が実施する困難ケース等への外部講師によるコンサルテーションを受ける経費や、研修会等に要する経費を補助する。</td> <td style="text-align: center;">5,650</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">14,229</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	予算額	ICT活用事業	ICTの活用により、業務を効率化し、児童福祉司が支援の必要な子どもや家庭と向き合う時間を確保するとともに、迅速な情報共有によりケースへの対応力の向上を図る。 ・電話、対面による相談や、会議の記録を作成するシステムの導入により業務の簡略化や迅速な情報共有を図る	8,579	鳥取県児童養護施設協議会補助事業	施設相互の連携によりケース対応力の向上を図るため、鳥取県児童養護施設協議会が実施する困難ケース等への外部講師によるコンサルテーションを受ける経費や、研修会等に要する経費を補助する。	5,650	合計		14,229
区分	内容	予算額																		
ICT活用事業	ICTの活用により、業務を効率化し、児童福祉司が支援の必要な子どもや家庭と向き合う時間を確保するとともに、迅速な情報共有によりケースへの対応力の向上を図る。 ・電話、対面による相談や、会議の記録を作成するシステムの導入により業務の簡略化や迅速な情報共有を図る	8,579																		
鳥取県児童養護施設協議会補助事業	施設相互の連携によりケース対応力の向上を図るため、鳥取県児童養護施設協議会が実施する困難ケース等への外部講師によるコンサルテーションを受ける経費や、研修会等に要する経費を補助する。	5,650																		
合計		14,229																		
<p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>児童虐待発生時の迅速・的確な対応の確保や、子どもや保護者等への適切な支援を行うために、職員の負担軽減が必要となっている。そのため、ICTを活用して事務手続を簡素化し、業務の効率化につなげることで、ケース対応力の向上を図る。</p> <p>また、虐待によるトラウマを有する児童や発達障がい・愛着障がいを有する児童等、手厚い支援を必要とする対応が困難な児童が増加しており、施設におけるケース対応力の向上を図る。</p>																				

令和5年度一般会計当初予算説明資料

家庭支援課（内線：7687）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子どもの権利救済を図る県版アドボカシー推進事業	12,591	6,159	6,432	10,000			2,591	
トータルコスト	21,703千円（前年度12,468千円）〔正職員：0.8人 会計年度任用職員：1.0人〕							
主な業務内容	意見表明支援員（アドボキッ）の派遣事務、契約事務、補助金事務							
工程表の政策内容	DVや児童虐待の防止に加え、ヤングケアラーに対する支援体制の強化と啓発を図る							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的・概要</b>								
既に実施している子どもの権利擁護に関する取組の質の向上を図り、改正児童福祉法の施行に先行して子どもの声を聴いていく取組を推進するため、令和5年度から鳥取県版アドボカシー（意見表明支援）を本格実施し、社会的養護を受けている子どもの権利救済制度を整える。								
<b>2 主な事業内容</b> <span style="float: right;">（単位：千円）</span>								
区分	内容							予算額
アドボカシー推進事業	アドボキッを児童相談所一時保護所に派遣し、保護されたことの受け止めや不安などについて子どもから聞き取り、児童相談所に伝え改善を求める。							3,768
子どもの権利救済体制整備事業	子どもの権利が侵害されたときに、子どもの権利を救済する体制を整備する。 （1）専門的アドボキッ（弁護士等）が、子どもから聞き取りを行い、必要に応じて行政不服審査法に基づく不服申立てや、審議会への申立てを支援する。 （2）社会福祉審議会児童福祉専門分科会に子どもの権利擁護調査部会を新設し、法律、医療、心理、児童福祉の専門家の合議体の専門部会で調査を行う。調査結果は、児童福祉専門分科会に報告する。							3,594
アドボキッ養成研修	子どもの意見に耳を傾け、その声を必要な大人に伝えることができるように子どもをサポートするアドボキッを養成する。養成後は、県版アドボカシーのアドボキッとして子どもの意見表明の支援を行う。（年度当初と年度後半に実施） （参考）令和4年度受講者 児童養護施設職員、カウンセラー、相談支援員など							2,000
アドボキッスキルアップ研修	養成したアドボキッのスキルアップ研修を実施する。							1,700
児童養護施設でのアドボカシー向上支援補助金	児童養護施設協議会が施設内における子どものアドボカシーの仕組みづくりを行うため、当事者を検討委員として会議に招聘したり、研修会を実施する際の費用を補助する。 【実施主体】 県児童養護施設協議会							500
鳥取県子どもの権利学習支援事業補助金	児童養護施設の入所児童や退所児童が子どもの権利や意見表明の仕方等、子どもの自立性を高める取組を通して、自分達の意見・提案を施設や行政等に届けるための活動に要する費用を補助する（補助率10/10）。 【実施主体】 県児童養護施設協議会（当事者グループ「Hope&Home」事務局）							600
県版アドボカシーの構築についての検討会	学識経験者、児童福祉施設代表者、里親代表者、社会的養育経験者及び児童相談所等による会議を開催して、県版アドボカシー制度の体制やあり方など、その方向性を決定する。							429
合計							12,591	
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
国の「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、県は令和2年9月に「鳥取県社会的養育推進計画」を策定し、子どもの権利擁護に関する取組として、								
（1）児童虐待の未然防止や子どもの権利擁護の重要性に関する啓発活動の充実								
（2）子ども自身が子どもの権利を学ぶ取組に対する支援と鳥取県社会的養育推進計画策定への参画								
（3）子どもの意見表明をサポートまたは代弁する新たな仕組みの検討を行うこととしている。								
※令和4年度に実施した児童相談所一時保護所での意見表明支援試行実施を踏まえた本格実施への改善点								
・ひとりの児童に継続して関われるアドボキッの派遣体制の構築								
・支援の必要性に応じた専門性の高いアドボキッによる支援体制の整備								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

家庭支援課 (内線: 7572)

5目 母子衛生費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
願いに寄り添う妊娠・出産応援事業	103,346	232,500	△129,154	1,664		(基金繰入金) 550	101,132															
トータルコスト	121,732千円 (前年度251,052千円) [正職員: 2.1人 会計年度任用職員0.7人]																					
主な業務内容	特定不妊治療 (男性不妊治療含む)、不妊検査費に係る助成関係業務、不妊専門相談センター委託業務、普及啓発業務等																					
工程表の政策内容	不妊治療費助成の継続																					
事業内容の説明				【「鳥取県安心子ども基金」充当事業】																		
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>不妊・不育に係る経済的負担の軽減及び精神的なサポートを行うため、費用を支援するほか、専門家による相談・指導、知識の普及啓発等を行う。</p>																						
<p><b>2 主な事業内容</b> (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不妊検査費助成事業 (単県)</td> <td>不妊症の診断を行うために必要な検査費用 (保険適用外) を全額助成する。 ○対象: 婚姻後3年以内の夫婦または妻の年齢35歳未満の夫婦で、夫婦ともに検査を受けた方 ○助成額: 検査費用 (保険適用外) の10/10 (上限26,000円)</td> <td>6,422</td> </tr> <tr> <td>特定不妊治療費助成金交付事業 【前制度経過措置分 (基金1/2、単県)】</td> <td>令和4年度以降、国の助成制度が廃止されるが、令和3年度以前に治療を開始し、令和4年度末までに治療が終了した者については1回に限り、年度を跨ぐ治療分を助成する。 【国制度分 (基金1/2、単県)】 ○助成額: 採卵あり: 300,000円/回 (国150,000円、県150,000円) 初回の治療のみは、330,000円/回 (国150,000円、県180,000円) 採卵なし: 110,000円/回 (国50,000円、県60,000円) ○通算助成回数: 初回開始時の妻の年齢40歳未満: 6回/1子、 40歳以上43歳未満: 3回/1子 (43歳以上は対象外。) ○男性不妊治療 (特定不妊治療の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術) を併せて行った場合、300,000円/回を限度に、要した経費の一部を助成する。</td> <td>1,210</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鳥取県版不妊治療拡大事業分 (単県)</td> <td>1 保険外併用で実施された先進医療への補助 (財源: 県10/10) 保険外併用の仕組みのもと、先進医療として保険適用外で実施された治療に対して5万円/回を上限に助成する。 ※回数制限、年齢制限については保険適用条件に基づく (回数…治療開始時における妻の年齢が40歳未満の場合は6回/1子、40歳以上の場合は3回/1子。年齢…治療開始時の妻の年齢が43歳未満)</td> <td>30,200</td> </tr> <tr> <td>2 全額自費診療で実施される治療への補助 (財源: 県10/10) (1) 先進医療ではない保険適用外のオプション治療を行い (いわゆる混合診療)、全額自費で行う治療への助成 【助成上限額】 採卵を伴う治療 300,000円/回 採卵を伴わない治療 110,000円/回</td> <td>61,470</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	予算額	不妊検査費助成事業 (単県)	不妊症の診断を行うために必要な検査費用 (保険適用外) を全額助成する。 ○対象: 婚姻後3年以内の夫婦または妻の年齢35歳未満の夫婦で、夫婦ともに検査を受けた方 ○助成額: 検査費用 (保険適用外) の10/10 (上限26,000円)	6,422	特定不妊治療費助成金交付事業 【前制度経過措置分 (基金1/2、単県)】	令和4年度以降、国の助成制度が廃止されるが、令和3年度以前に治療を開始し、令和4年度末までに治療が終了した者については1回に限り、年度を跨ぐ治療分を助成する。 【国制度分 (基金1/2、単県)】 ○助成額: 採卵あり: 300,000円/回 (国150,000円、県150,000円) 初回の治療のみは、330,000円/回 (国150,000円、県180,000円) 採卵なし: 110,000円/回 (国50,000円、県60,000円) ○通算助成回数: 初回開始時の妻の年齢40歳未満: 6回/1子、 40歳以上43歳未満: 3回/1子 (43歳以上は対象外。) ○男性不妊治療 (特定不妊治療の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術) を併せて行った場合、300,000円/回を限度に、要した経費の一部を助成する。	1,210	鳥取県版不妊治療拡大事業分 (単県)	1 保険外併用で実施された先進医療への補助 (財源: 県10/10) 保険外併用の仕組みのもと、先進医療として保険適用外で実施された治療に対して5万円/回を上限に助成する。 ※回数制限、年齢制限については保険適用条件に基づく (回数…治療開始時における妻の年齢が40歳未満の場合は6回/1子、40歳以上の場合は3回/1子。年齢…治療開始時の妻の年齢が43歳未満)	30,200	2 全額自費診療で実施される治療への補助 (財源: 県10/10) (1) 先進医療ではない保険適用外のオプション治療を行い (いわゆる混合診療)、全額自費で行う治療への助成 【助成上限額】 採卵を伴う治療 300,000円/回 採卵を伴わない治療 110,000円/回	61,470
区分	内容	予算額																				
不妊検査費助成事業 (単県)	不妊症の診断を行うために必要な検査費用 (保険適用外) を全額助成する。 ○対象: 婚姻後3年以内の夫婦または妻の年齢35歳未満の夫婦で、夫婦ともに検査を受けた方 ○助成額: 検査費用 (保険適用外) の10/10 (上限26,000円)	6,422																				
特定不妊治療費助成金交付事業 【前制度経過措置分 (基金1/2、単県)】	令和4年度以降、国の助成制度が廃止されるが、令和3年度以前に治療を開始し、令和4年度末までに治療が終了した者については1回に限り、年度を跨ぐ治療分を助成する。 【国制度分 (基金1/2、単県)】 ○助成額: 採卵あり: 300,000円/回 (国150,000円、県150,000円) 初回の治療のみは、330,000円/回 (国150,000円、県180,000円) 採卵なし: 110,000円/回 (国50,000円、県60,000円) ○通算助成回数: 初回開始時の妻の年齢40歳未満: 6回/1子、 40歳以上43歳未満: 3回/1子 (43歳以上は対象外。) ○男性不妊治療 (特定不妊治療の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術) を併せて行った場合、300,000円/回を限度に、要した経費の一部を助成する。	1,210																				
鳥取県版不妊治療拡大事業分 (単県)	1 保険外併用で実施された先進医療への補助 (財源: 県10/10) 保険外併用の仕組みのもと、先進医療として保険適用外で実施された治療に対して5万円/回を上限に助成する。 ※回数制限、年齢制限については保険適用条件に基づく (回数…治療開始時における妻の年齢が40歳未満の場合は6回/1子、40歳以上の場合は3回/1子。年齢…治療開始時の妻の年齢が43歳未満)	30,200																				
	2 全額自費診療で実施される治療への補助 (財源: 県10/10) (1) 先進医療ではない保険適用外のオプション治療を行い (いわゆる混合診療)、全額自費で行う治療への助成 【助成上限額】 採卵を伴う治療 300,000円/回 採卵を伴わない治療 110,000円/回	61,470																				

	<p><b>【助成回数】</b>  治療開始時における妻の年齢が40歳未満の場合は6回目／1子まで、40歳以上の場合は3回目／1子までの範囲内の治療（国助成、保険適用の回数も含む）に限り助成  ※治療開始時の妻の年齢が43歳未満の場合に限る。（43歳到達後は（2）の助成に移行。）  （2）治療開始から7回目（治療開始が40歳以上の場合は4回目）以降の保険適用外となる治療または年齢制限により保険適用外となる治療への助成</p> <p><b>【助成上限額】</b>  100,000円／回</p> <p><b>【助成回数】</b>  初めて国制度の助成を受けた治療開始時点の妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回、40歳以上の場合は通算3回まで  ※ただし、43歳到達後は、助成残回数または3回のいずれか少ないほうまでとする。  ※令和4年以降初めて治療を行う場合は初めて保険適用（または自費診療）による治療を受けた治療開始時点の妻の年齢を起点とする。  ※出生ごとの回数リセットはせず生涯の通算回数とし、これまでの単県継ぎ足し助成の回数を引き継ぐ</p>	
不妊専門相談センター運営事業（国1/2）	鳥取県立中央病院及び医療法人社団ミオ・ファティリティ・クリニックに委託し、不妊や不育症で悩んでいる夫婦等を対象に、医師・不妊症看護認定看護師等による専門的な相談・指導を実施する。	2,578
不育症検査費等支援事業（国1/2）	不育症の診断に必要な保険外の検査費用を助成する。 ○助成額：上限50,000円/回 ※不育症検査費助成（国庫補助対象）以外の不育症治療費等に要する費用を助成する市町村に対しては子育て王国課の子育て支援市町村応援交付金で補助を行う。	750
事務費（基金1/2）	啓発資料作成費、広告費等	716
合 計		103,346

（※）助成回数の初回とは、初めて助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢

**【特定不妊治療、不妊検査助成共通対象要件】**

- ・申請時に夫婦の一方または両方が県内在住である者。（事実婚も含む）
- ・所得制限なし。

**3 事業目標・取組状況・改善点**

平成16年度から特定不妊治療費助成金交付事業を開始し、国の助成制度に県独自で金額、回数の上乗せ助成を行うほか、令和2年度からは早期治療に繋げるため、不妊検査費の助成額拡充（全額助成）を行うなど、全国トップクラスの助成を行ってきた。

国の少子化対策の一環として、不妊治療の経済的負担軽減が掲げられ、令和4年度より保険適用となったが、治療の中で施される技術の中には、一部保険適用の対象外となる技術（先進医療）も生じる。これまで体外受精や顕微授精は、標準的な治療に加え、患者の状態に合わせて必要な医療技術を選択し組み合わせながら、より効果の高い治療が行われてきたが、本県のように特定不妊治療費助成を受けていて、保険適用となる治療のみでは妊娠が難しい患者は、経済的な負担が大きくなってしまふ懸念がある。

保険適用後も患者の負担が増加することなく、これまで同様の質の高い治療が継続できるよう、保険適用外（自費診療）となる治療に対して県独自の助成を継続していく。

また、鳥取県立中央病院内とミオ・ファティリティ・クリニックに、不妊専門相談センターを設置し、不妊や不育症に関する様々な相談に対応している。

今後も不妊治療の早期治療への契機となる不妊検査等の啓発や、当事者の経済的負担軽減のための助成制度の継続等を行い、妊孕性の高い時期からの治療を促すとともに、不妊治療を実施される方々を支援していく。



令和5年度一般会計当初予算説明資料

総合教育推進課 (内線：7022)

8目 私立学校振興費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校教育振興補助金	1,960,608	1,929,844	30,764	289,476			1,671,132	

トータルコスト 1,966,066千円 (前年度1,938,520千円) [正職員：0.7人]

主な業務内容 補助金等交付事務、国庫補助事務等

工程表の政策内容 県内の私立学校等がそれぞれの特色を活かし、多様な教育の機会を提供する。

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

私立学校（高等学校、中学校、専修学校）の教育条件の維持向上、生徒・保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の安定化を図り、各私立学校の特色ある取組を支援する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

補助金の種別	校数	内容	補助率	予算額
私立高等学校教育振興補助金	8	一般分（経常費補助） 1,669,779 特別分（特色ある教育等への補助） 27,519	定額 1/3、1/2他	1,697,298
私立中学校教育振興補助金	3	一般分（経常費補助） 144,657 特別分（特色ある教育等への補助） 5,873	定額 1/3、1/2他	150,530
（新）私立学校運営費原油高騰対策補助金	11	円安・物価高騰等により増大する運営費の光熱費等に係る支援	定額	11,189
私立専修学校教育振興補助金	14	一般分（経常費補助） 19,332 特別分（技能教育施設分（3校）） 81,371 授業目的公衆送信補償金制度に係る経費補助 588	1/15、2/15 1/2他 2/3	101,291
職業実践専門課程支援事業	2	職業実践専門課程の認定を受けている専門学校が企業と連携して行う取組の経費の補助	1/2	300
合計				1,960,608

※私立高等学校・中学校教育振興補助金

一般分：人件費、教育管理経費、設備費

特別分：舎監配置、土曜日授業実施、アクティブラーニング推進、経営改善、地域と連携して行う校外での教育活動、授業目的公衆送信補償金制度の活用、外部人材活用の推進、カウンセラー配置等

3 事業目標・取組状況・改善点

○私立高等学校・中学校教育振興補助金 一般分

・平成19年度に単価方式に変更して以降、概ね3年ごとに、学校経営の実態に基づき単価を見直している。

・適正な教育環境を担保する観点から、収容定員（全学年・全学科の合計）の110%を超過した生徒分は補助対象外としている。（高等学校 平成29年度～、中学校 令和4年度～）

○私立高等学校・中学校教育振興補助金 特別分

・国の制度改正に伴い事業内容及び上限額の見直しを行う。

○専修学校に対する補助金

・令和4年度より「授業目的公衆送信補償金制度」を活用した場合の経費、企業と連携して職業実践教育の推進や教育内容の充実を図る学校に対して支援している。

## 令和5年度一般会計当初予算説明資料

2項 企画費

総合教育推進課（内線：7814）

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金等事業	554,895	534,008	20,887		<56,000> 80,000	(財産収入) 342 (基金繰入金) 316,751	157,802	県費負担 213,802
トータルコスト	562,692千円（前年度541,894千円）〔正職員：1.0人〕							
主な業務内容	公立鳥取環境大学との連絡調整、運営費交付金及び施設整備費補助金の交付等							
工程表の政策内容	公立大学にふさわしい機能を整え、高等教育機関・研究機関として学生、企業、地域から高い評価を得る。							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>公立鳥取環境大学の運営に必要な経費の一部について、運営費交付金として交付するとともに、令和2年度から始まった修学支援新制度（高等教育の無償化）における、環境大学の授業料等無償化（減免）に要する経費を、授業料等減免費交付金（修学支援新制度分）として別枠で交付する。</p> <p>なお、光熱費高騰に係る経費を運営費交付金（特別分）として臨時的に交付する。</p> <p>また、大学の設立団体に係る事務を県と鳥取市が共同で管理・執行する「新生公立鳥取環境大学運営協議会」及び大学の業務実績を評価する評価委員会の開催などに要する経費を支出する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 運営費交付金算定の考え方</p> <p>ア 大学の適切な運営に必要な標準的な支出見込額と、学生納付金（受験料、入学金、授業料）等の標準的な収入額との差を、用途を特定しない運営費交付金として交付する。（県・鳥取市折半） ただし、退職手当及び各年度に臨時的に必要な経費は、個別に必要な額を措置する。</p> <p>イ 緊急かつ大規模な修繕等の経費については、別に大規模修繕費補助金として交付する。</p> <p>ウ 運営費交付金と大規模修繕費補助金の合計額は、地方交付税算入試算額以内とする。</p> <p>(2) 所要額</p> <p>ア 運営費交付金 464,936千円 （標準分）413,981千円 標準支出1,601,068千円－標準収入773,106千円＝827,962千円×1/2（県・市折半） （その他）50,955千円 退職手当、設備更新等、光熱費 101,910千円×1/2（県・市折半）</p> <p>イ 大規模修繕費補助金 48,706千円 97,412千円（講義室系統空調機器更新工事他）×1/2（県・市折半）</p> <p>ウ 新生公立鳥取環境大学運営協議会負担金 334千円</p> <p>エ 授業料等減免費交付金（修学支援新制度分） 40,919千円</p> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>地域の公立大学としての使命を果たすため、中期目標に従い、大学の質向上や地域に必要なとされる大学づくりを進めている。近年では、学内外での積極的なSDGs活動の推進、副専攻制度の導入、動画配信等による積極的な広報等に取り組むとともに、多くの志願者・入学者を確保し、安定経営に努めている。</p> <p>また、コロナ禍での大学運営について、感染拡大の影響により、中止や変更をせざるを得ない取組も多い中、工夫を凝らして代替策を講じるなど、学生の教育環境の維持に努めている。</p> <p>一方、18歳人口の急減期を見据え、大学だけでなく、設置者や関係機関、産業界等を巻き込み、選ばれる魅力ある大学づくりに取り組み、「環境」をテーマとした強みを明確に打ち出すなど、将来を見通した大学運営などが必要とされており、将来を見据え、地域等とも連携を図りながら、引き続き、改革・改善の取組を進められるよう支援する。</p>								

(注) 起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

# 令和5年度一般会計当初予算説明資料

総合教育推進課（内線：7824）

## 8目 私立学校振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立高等学校等就学 支援金支給等事業	1,362,502	1,343,340	19,162	1,122,749			239,753	
トータルコスト	1,371,327千円（前年度1,352,209千円）〔正職員：0.8人、会計年度任用職員：0.9人〕							
主な業務内容	就学支援金等の支給事務							
工程表の政策内容	県内の私立学校等がそれぞれの特色を活かし、多様な教育の機会を提供する。							

### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

家庭の状況にかかわらず、すべての中学生、高校生等が安心して勉学に打ち込める環境を作るため、就学支援金等の支給や授業料等の減免助成により、家庭の教育費負担を軽減する。

#### 2 主な事業内容

（単位：千円）

対象者	補助金名	概要・支給額 （世帯の収入状況等に応じて決定）	予算額
高校生	(1) 就学支援金	家庭の教育費負担を軽減(財源：国10/10) ○支給額(授業料に充当) 9,900円/月～33,000円/月	1,093,304
	(2) 総合支援金	(1) に上乗せして支給(財源：単県) ○支給額(授業料に充当) 4,950円/月～9,900円/月 ○支給額(その他納付金に充当) 3,600円/月～7,200円/月	134,500
	(3) 学び直し支援金	高校等中途退学後、再び高校等で学び直す際、(1) の支給期間を超過する生徒等に支援(財源：国10/10) ○支給額(授業料に充当) 9,900円/月～24,750円/月	2,079
	(4) 授業料減免補助金	技能連携高進学者・原級留置者等、(1) の対象とならない生徒に支援(財源：単県) ○支給額(授業料に充当) 16,500円/月～33,000円/月	10,104
中学生	(5) 就学支援金	家庭の教育費負担を軽減(財源：単県) ○支給額(授業料に充当) 9,900円/月～33,000円/月	60,350
	(6) 総合支援金	(5) に上乗せして支給(財源：単県) ○支給額(授業料に充当) 4,950円/月～9,900円/月 ○支給額(その他納付金に充当) 1,750円/月～3,500円/月	10,358
	(7) 授業料減免補助金	罹災者・家計急変世帯等、(5) の対象とならない生徒に支援(財源：国1/2、県1/2) ○支給額(授業料に充当) 16,500円/月～33,000円/月	396
専攻科生	(8) 専攻科支援金	家庭の教育費負担を軽減(財源：国1/2、県1/2) ○支給額(授業料に充当) 17,800円/月～35,600円/月	5,678
専修学校生	(9) 修学支援新制度	対象の専修学校(専門課程)に通う学生の家庭の教育費負担を軽減(財源：国1/2、県1/2) ○支給額(入学金に充当) 53,400円～160,000円 ○支給額(授業料に充当) 196,700円/年～590,000円/年	42,808
事務費	(10) 高等学校就学支援金事務費	私立高等学校等の設置者に対して、事務費を交付(財源：国10/10)	2,925
合計			1,362,502

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

家庭の経済状況にかかわらず、全ての意思ある中学生・高校生等が安心して教育を受けることができるよう、支援金等の支給により家庭の経済的負担の軽減を図っていく。

##### ○就学支援金（高校生・中学生）

平成22年度に、国の制度を基に私立高等学校及び私立専修学校(高等課程)に通う生徒を対象として開始するとともに、同制度に準じた県版の私立中学校就学支援金制度を創設（平成22年6月補正）し、高校等と同額の授業料支援を行っている。

令和2年度からは国の制度改正により支援が拡充され、私立高等学校について実質無償化が実現したことから、私立中学校に対する就学支援金についても、高校等と同様に県独自の上限額の引き上げを行った。

##### ○総合支援金

令和2年度に県独自の制度として創設し、世帯による就学支援金支給額の差を軽減する授業料支援や生活保護世帯について授業料以外の納付金を含め保護者負担額をゼロとするなどの負担軽減を図るための支援を行っている。

# 令和5年度一般会計当初予算説明資料

総合教育推進課（内線：7814）

## 2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
県内高等教育機関における学生定着推進事業	3,750	5,045	△1,295				3,750									
トータルコスト	4,530千円（前年度5,834千円）〔正職員：0.1人〕															
主な業務内容	補助金交付事務															
工程表の政策内容	県内の高等教育機関の教育内容の充実															
事業内容の説明																
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>県内の高等教育機関（鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学、米子工業高等専門学校）の学生の県内就職・定着を推進するため、県内高等教育機関が県内企業等と連携して行う共同研究事業など、学生が優れた県内企業を知り、関心を寄せ、つながる機会の創出を支援する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>主に低年次の学生を対象として、県内高等教育機関が県内企業等と連携して行う共同事業、フィールドワーク、地域活動、会社見学などの活動に要する経費を支援する。</p> <table border="1" data-bbox="226 1070 1385 1464"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>高等教育機関（鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学、米子工業高等専門学校）</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業の課題解決に向けた共同研究や共同実験、企業とコラボして行う商品開発</li> <li>授業やゼミなどで企業等と連携して取り組むフィールドワーク</li> <li>サークル等で企業等と共同して取り組む地域活動</li> <li>小規模のグループ等で企画する県内企業見学、意見交換の場づくり など</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>補助率（上限額）</td> <td>1/2（1校あたり500千円） 他高等教育機関と連携して事業を行う場合 2/3（1校あたり750千円）</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>国の地（知）の拠点大学による地方創生推進事業の成果を継続・発展させるため、令和2年6月2日に協定を締結し、鳥取大学が中心となり、県内高等教育機関、自治体、企業等が、引き続き連携・協力して行う、地域創生人材の育成と県内定着推進の取組を支援してきた。</p> <p>これまでの取組により、各高等教育機関の連携が深まり、ノウハウの共有が図られたが、一方で、新型コロナウイルス感染症が広がって以降、県内高等教育機関の学生の県内就職率は低下しており、各高等教育機関の特性に応じた、直に県内企業の魅力を知ってもらうような取組を一層進化させていく必要がある。</p> <p>令和5年度は、各高等教育機関が学生ニーズに応じて行う個別の取組や、これまでの連携、事例の共有等で得られたノウハウを活かした共同事業を支援し、各高等教育機関の取組の充実を通じて、より多くの学生が県内企業を知る機会の創出を図る。</p>									区分	内容	実施主体	高等教育機関（鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学、米子工業高等専門学校）	対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の課題解決に向けた共同研究や共同実験、企業とコラボして行う商品開発</li> <li>授業やゼミなどで企業等と連携して取り組むフィールドワーク</li> <li>サークル等で企業等と共同して取り組む地域活動</li> <li>小規模のグループ等で企画する県内企業見学、意見交換の場づくり など</li> </ul>	補助率（上限額）	1/2（1校あたり500千円） 他高等教育機関と連携して事業を行う場合 2/3（1校あたり750千円）
区分	内容															
実施主体	高等教育機関（鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学、米子工業高等専門学校）															
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の課題解決に向けた共同研究や共同実験、企業とコラボして行う商品開発</li> <li>授業やゼミなどで企業等と連携して取り組むフィールドワーク</li> <li>サークル等で企業等と共同して取り組む地域活動</li> <li>小規模のグループ等で企画する県内企業見学、意見交換の場づくり など</li> </ul>															
補助率（上限額）	1/2（1校あたり500千円） 他高等教育機関と連携して事業を行う場合 2/3（1校あたり750千円）															